

貴自治体名 あま市懇談日時 平成29年10月27日(金) 午後3時15分～午後4時15分懇談会場 あま市役所 本庁舎 3階 特別会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

## 2017年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

## 【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課( 高齢福祉課・企画政策課 )

電話( 444-3141・444-1712 )FAX( 443-3555 )

(1) 保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。  
 ない  ある→実施年月(2010年3月)2016年度実績(      )件(      )円

(2) 保険料の市町村独自の減免について  
 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容(介護保険法第63条の規定の適用を受けたとき)  
 保険料の全額免除はありますか。  ない  ある  
 資産保有による制限はありますか。  ない  ある  
 保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。  ない  ある  
 申請は必要ですか。  要る  不要  
 \*2016年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

(3) 保険料滞納の状況と財産等の差し押さえについて(2016年度実績)

- 1) 保険料滞納者数 (      531)人  
 2) 「償還払い」処分件数 (      0)件  
 3) 「保険給付の一時差し止め」処分件数 (      0)件  
 4) 「3割負担」処分件数 (      6)件  
 5) 「財産差し押さえ」処分件数 (      1)件

(4) 利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。  
 ない  ある→実施年月(      年      月)2016年度実績(      )件(      )円

(5) 利用料減免の内容をご記入ください。  
 1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容(      )  
 2) 訪問介護の利用者負担 (      )  
 3) 居宅サービス利用料の助成割合 (      )  
 4) 施設サービス利用料の助成割合 (      )  
 5) 利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。  ない  ある  
 \*2016年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

(6) 特別養護老人ホームの待機者について

- 1) 特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(      35)人( 2017年4月現在)  
 2) 要介護1、2で待機状態にある人を把握していますか。  
 把握していない  把握している→(      )人(      年      月現在)

(7) 介護給付費準備基金について

2015年度末の残高( 832, 925)千円 2016年度末の残高( 894, 871)千円 ※決算前の場合は見込額

(8) 介護保険における通院時の院内介助について  認めている  認めていない

(9) 介護保険における入院中のヘルパー派遣について  認めている  認めていない

(10) 住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。  
 実施している→実施年月日(      年      月      日) 2016年度実績(      )件

( ) 検討中である (○) 実施の予定がない  
 (11) 福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。  
 ( ) 実施している→実施年月日( 年 月 日) 2016年度実績( )件  
 ( ) 検討中である (○) 実施の予定がない

(12) 高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。  
 ( ) 実施している→実施年月日( 年 月 日) 2016年度実績( )件  
 ( ) 検討中である (○) 実施の予定がない

(13) 住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	( ) 助成制度がある (○) 助成制度はない ( ) 検討中である		
制度内容	( ) 介護保険に上乗せして実施している		
	上乗せの助成額		利用者実数(2016年度)
	( ) 介護保険利用者以外の助成制度がある		
	対象者と、その要件		
	助成額		利用者実数(2016年度)

(14) 配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	(○) 実施している ( ) していない ( ) 検討中である
	実施の回数(週○回昼・夕などと記入)	週2回昼食 ※火・木・土のうち週2回まで利用可
	1日平均利用者数(2016年度)	総延べ食事数(4,892)食÷年間配食日数(153)日 =1日当たり平均(32)食
	1食あたりの助成額	248円
	1食あたりの利用者負担額	400円
会食方式	実施の有無	(○) 実施している ( ) していない ( ) 検討中である
	実施の回数(週○回昼・夕などと記入)	週1回昼食
	1日平均利用者数(2016年度)	総延べ食事数(459)食÷年間配食日数(50)日 =1日当たり平均(9)食
	1食あたりの助成額	363円
	1食あたりの利用者負担額	100円

(15) ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへのゴミ出し、安否確認・見守り、日常生活支援、買い物など、生活支援施策の実施とその事業主体についてご記入ください。

支援内容	実施	事業の主体
ゴミ出し援助	⑦・無	( ) 自治体 ( ) 新総合事業 (○) その他事業
		担い手 安心支え合いネットワーク事業
安否確認・見守り	⑦・無	( ) 自治体 ( ) 新総合事業 (○) その他事業
		担い手 安心支え合いネットワーク事業
日常生活支援	⑦・無	( ) 自治体 ( ) 新総合事業 (○) その他事業
		担い手 老人クラブ連合会
買い物支援	⑦・無	( ) 自治体 ( ) 新総合事業 (○) その他事業
		担い手 安心支え合いネットワーク事業

※事業の主体が複数ある場合、代表的な事業をご記入の上、その他事業がわかる資料を添付ください。

(16) 高齢者や障害者への外出支援施策について、該当項目に○印を付し必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	(○) 実施している ( ) していない ( ) 検討中である
	地域巡回バスの名称	あま市巡回バス
	利用料	大人(中学生以上)200円/日、小人(小学生)100円/日
	その他特記事項	75歳以上、障がい者(付添1名まで含む)、未就学児、運転免許証返納者は無料



--

(3) 資格証明書 ※2017年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 資格証明書は交付していますか。 (  ) 交付していない (  ) 交付している→(      ) 世帯
- 2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。  
(  ) 必ず面談している (  ) 面談がなくても交付する場合がある (  ) その他
- 3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どもがいる世帯数・子ども数  
世帯数(      ) 世帯 内、乳幼児(      ) 人、小学生(      ) 人、中学生(      ) 人、高校生世代(      ) 人  
上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数  
世帯数(      ) 世帯 内、乳幼児(      ) 人、小学生(      ) 人、中学生(      ) 人、高校生世代(      ) 人
- 4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。  
(  ) 国の基準どおり実施している  
(  ) 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している  
(  ) 高校生世代以下の子どもがいる世帯  
(  ) 障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯  
(  ) 病弱者のいる世帯  
(  ) 次の場合は、交付対象から除外している

資格証明書を交付している世帯で、高校生世代以下の子どもにおいては、6か月の短期保険証を交付。
--

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

相談により緊急性があれば短期保険証を交付しています。
----------------------------

(4) 短期保険証 ※2017年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数  
※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く  
・1カ月以内( 901 )人 ・2カ月( 53 )人 ・3カ月( 10 )人 ・4カ月( 0 )人  
・5カ月( 4 )人 ・6カ月( 386 )人 ・1年( 5 )人 ・その他(      )
- 2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

資格取得後、未納があるとき。
----------------

(5) 保険料(税)滞納者への差押えについて(2016年度)

- 1) 差し押さえの基準(催告等、納付相談の通知を行っても無反応で、財産があるにも関わらず納付が見込まれない滞納者。)
- 2) 分納者への対応(完納に向けた納付相談。強制執行ありきではなく自主納付を促す形での対応。)
- 3) 予告通知書の発行( 63 )件
- 4) 差押え件数 不動産( 0 )件 預貯金( 0 )件 生命保険( 0 )件(内学資保険( 0 )件)  
その他( 0 )件(      )
- 5) 競売などによる現金化 ( 0 )件 (      0 )円
- 6) 徴収の猶予 申請件数( 0 )件、許可( 0 )件、
- 7) 換価の猶予( 0 )件
- 8) 滞納処分の停止( 0 )件

(6) 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2017年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 ( 70 )人
- 2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 ( 679 )人
- 3) その他(      )

(7) 国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1) 一部負担減免制度を実施していますか。

(  ) 実施している (  ) 検討中である (  ) 実施の予定がない

\* 2016年4月以降に一部負担減免制度が改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

2) 実施している場合、

・生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

(  ) 設けている (  ) 検討中である (  ) 設けていない

・生活保護基準を目安にした減免基準を満たしている場合、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などに該当していなくても減免の対象となりますか。

(  ) 生活保護基準を目安にした減免基準を満たしていれば、減免の対象となる。

(  ) 生活保護基準を目安にした減免基準に加え、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などの要件を満たす必要がある。

(  ) その他( )

3) 相談・申請の実績(2016年度)

・自治体窓口(電話相談なども含む)への相談件数( 3 )件

・申請件数 ( 3 )件 ・減免件数 ( 13 )件 減免金額 ( 1,268,583 )円

(8) 国保運営協議会について

1) 運営協議会の公開 (  ) 公開していない (  ) 公開している

2) 運営協議会委員の公募枠 (  ) ない (  ) ある → ( ) 人

**3. 税の滞納について 担当課( 収納課 )電話( 444-0413 )FAX( 441-8330 )**

(1) 滞納整理マニュアルはありますか (  ) ある (  ) ない

(2) 滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2016年度)

1) 徴収の猶予について 申請件数( 0 )件 許可件数( 0 )件

2) 換価の猶予の適用件数( 0 )件

3) 滞納処分の停止の適用件数( 0 )件

(3) 地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2016年度内に引き継いだ件数)( 90 )件

(4) 地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

個人住民税を中心とした滞納事案の内、高額や処理困難な事案。

(5) 少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか

(  ) 引き継ぐ (  ) 引き継がない

**4. 生活保護 担当課( 社会福祉課 )電話( 444-3135 )FAX( 443-3555 )**

(1) 生活保護の申請件数とその保護件数について

2016年度相談件数 ( 152 )件、申請件数 ( 97 )件、そのうち保護開始件数 ( 88 )件

(2) 2017年4月現在の受給世帯数と人数 ( 550 )世帯 ( 696 )人

(3) 外国人への生活保護制度および申請手続きに関する説明文書について

1) 外国語で生活保護のしおりや説明文書を整備していますか(  ) ある (  ) ない

2) 整備されている言語(ポルトガル語、タガログ語、英語、中国語、韓国語)

3) しおりや説明文書のホームページへの掲載(  ) している (  ) していない

\* しおりや説明文書を添付してください。

※以下は市のみお答えください

(4) 生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について	1職員当たりの担当受給者数
--	--------------	---------------

	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2016年4月現在	9人	1年6カ月	0人	63.0世帯	80.7人
2017年4月現在	9人	2年0カ月	0人	61.1世帯	77.3人

**5. 福祉医療など 担当課( 保険医療課 )電話( 444-3168 )FAX( 443-3555 )**

(1) 子ども医療費助成制度について、2017年4月1日時点の助成内容と変更している(予定含む)場合、ご記入ください。

( )変更なし

(○)変更あり → 変更内容・実施時期をご記入ください

(変更時期) 平成 29 年 7 月 1 日

(変更内容)

子ども医療制度については、市単独事業として平成29年7月より中学校卒業までの通院を全額助成(窓口負担なし)に拡充し、中学校卒業までの入院を現物給付としました。

(2) 後期高齢者医療について

保険料滞納者数( 136 )人 短期保険証発行人数( 17 )人

差し押さえ(2016年度)件数( 2 )件、金額( 184,037 )円

**6. 子育て支援策 担当課( 子育て支援課・学校教育課・学校給食センター課 )**

電話(444-3173・444-0902・444-7666 )FAX( 443-3555 )

(1) 「子どもの貧困対策大綱」を受けた、自立支援計画について

1) 自立支援計画の有無について ( )ある( 年 月策定) (○)ない

2) 自立支援給付金事業について (○)実施(2010年3月実施) ( )未実施

2016年度実績 ( 3 )件 給付額(2,644,400)円

2017年度予算 ( 5 )件 給付額(4,180,000)円

3) 日常生活支援事業について ( )実施( 年 月実施) (○)未実施

2016年度実績 ( )件 給付額( )円

2017年度予算 ( )件 給付額( )円

4) 教育・学習支援について (○)実施(2017年7月実施) ( )未実施

2016年度実績 ( )カ所( )人 実施時期( )

2017年度予算 ( 1 )カ所( 21 )人 実施時期( 通年実施 )

5) NPOなどが取り組む「無料塾」や「こども食堂」への支援について

・「無料塾」への支援について ( )実施( 年 月実施) (○)未実施

2016年度実績 ( )カ所( )人、2017年度予算 ( )カ所( )人

支援方法( )

・「こども食堂」への支援について ( )実施( 年 月実施) (○)未実施

2016年度実績 ( )カ所( )人、2017年度予算 ( )カ所( )人

支援方法( )

(2) 就学援助

1) 保護者への広報はどのようにしていますか。

( )入学説明会 ( )入学式 (○)始業式 (○)ホームページ (○)市広報

(○)その他(1・2学期末に案内文を配布)

\* 就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください。(昨年と同じ場合は結構です。)

2) 就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の( )倍・金額( )円

○あま市就学援助費事務取扱要綱

(援助対象者)

第2条 就学援助の支給対象となる者は、市立の小学校又は中学校に在学する児童又は生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者からあま市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認定する。



2) 給食費への自治体独自の補助などの施策（例：半額補助、第2子以降無料など）

1食につき、10円の補填をしています。

3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	12校	校	校	8校	4校	250円
中学校	5校	校	校	4校	1校	280円

(4) 保育について

1) 国が出した処遇改善等加算Ⅱの取り扱いについて、実施をどう考えていますか。

(  )積極的に活用する (  )活用しない (  )わからない

その理由( )

2) 保育士の処遇改善の為に、自治体独自で新たに設けた補助・支援などありますか。

(  )ある (  )ない

具体的な補助・支援( )

3) 自治体内の企業主導型保育の開所状況を把握していますか。指導監査を行っていますか。

(  )はい (  )いいえ

具体的には( 10月に実地指導調査を予定 )

**7. 障害者施策 担当課( 社会福祉課 )電話( 444-3135 )FAX( 443-3555 )**

(1) 訪問系各サービスの支給状況について(2017年7月時点)

	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数	平均支給時間数
居宅介護	145	134	175	19.6
重度訪問介護	2	200	24	18.0
行動援護	3	100	52	47.3
同行援護	10	125	61	23.2

\*最多支給時間は2017年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

(2) 地域生活支援事業の移動支援

支給者数( 142 )人 最多支給時間数( 66 )時間 平均支給時間数( 19.1 )時間

(3) 訪問系サービスの支給基準 (  )あり (  )なし

(4) 計画相談支援の7月利用実績 ( 535 )人

計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

(5) 介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

1) 併給をしている人の人数( 28 )人(2017年7月1日現在) ・対昨年同月比( 108 )%

2) 併給している障害福祉サービスの居宅介護について

平均何時間支給していますか( 16.1 )時間

3) 介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件

(  )介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない状況であれば、障害福祉サービ



スの上乗せが可能としている。

( ○ )何らかの条件を設けている。

( )要支援の該当者は、上乗せができない。

( )障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)

( )介護保険の要介護度が要介護5の者

(ただし区分変更しても要介護5にならない場合は、要介護4以下でも検討可能)

( )介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

※上記以外の条件があれば、できるだけ詳しくご記入ください。

・介護保険の要介護度が要介護5であり、障害支援区分が6の者

・介護保険の要介護度が要介護4以下であり、障害支援区分が5又は6の者

・障害福祉サービスから介護保険へ移行した者であって、介護保険だけでは従前のサービスが維持できない者。

(6)65歳以上の障害者で障害福祉サービスのみの利用者について

・介護給付支給決定者数 ( 3 )人( 29年 7月 1日現在)

・訓練等給付支給決定者数( 5 )人( 29年 7月 1日現在)

(7)入院中、通院中、通院診療中のヘルパーの付き添いについて、報酬を支給していますか

・入院中 認めて ( )いる ( ○ )いない 報酬は ( )支給する ( ○ )支給しない

・通院 病院内 認めて ( )いる ( ○ )いない 報酬は ( )支給する ( ○ )支給しない

・通院 診療中 認めて ( )いる ( ○ )いない 報酬は ( )支給する ( ○ )支給しない

(8)グループホームの夜勤体制について 2017年4月1日時点でお答えください

夜勤が一人体制の施設は グループホーム( 5 )カ所中( 1 )カ所

**【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。**

【議事課】

※2016年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①社会保障制度の国民負担増や給付削減をやめ、国の予算で改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	②若者も高齢者も安心の年金制度の確立を求める意見書・要望書	年 月 日
	③介護保険制度の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	④18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤福祉医療助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置の廃止を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥後期高齢者の保険料軽減特例の恒久化を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦家族介護はもう限界です！障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書・要望書	年 月 日
	②市町村国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書・要望書	年 月 日

提出なし

\* 2016年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。